



薬食発第1010001号

平成15年10月10日

(社) 日本薬剤師会長 殿

厚生労働省医薬食品局長

深夜・早朝における一般用医薬品の供給確保について

昨今、都市部を中心とした生活時間帯の多様化等により、深夜・早朝における一般用医薬品の供給確保のあり方について各方面で議論が行われているところであるが、医薬品は、一般用医薬品であっても場合によっては重篤な副作用が生じるなど、国民の生命・身体に直接影響するものであるため、深夜・早朝においても、薬剤師等の専門家による十分な相談や適切な管理の下で、消費者が安心して一般用医薬品を購入できる体制が整備されるべきである。

貴団体としても、輪番制の構築など深夜・早朝における一般用医薬品の供給体制の整備に取り組まれているところであるが、現在、その取組みには地域差があり、また、必ずしも国民に十分に浸透していない状況にある。

国民の健康な生活の確保や地域保健医療への貢献といった薬剤師に期待される役割を十分考慮し、貴団体として、これまで以上に積極的な取組みを推進されるよう、下記のとおり要請する。

記

- 1 深夜・早朝における輪番制の実施、緊急時に対応するためのインターフォンの設置など、地域の実情に応じ、地方自治体や関係団体等と連携を図り、これまで以上に深夜・早朝における一般用医薬品の供給確保に取り組み、そのための体制を早急に構築するよう努められたい。
- 2 1について、地方自治体等の協力も得て、地域住民への周知徹底に努められたい。